

令和6年4月1日 現在
人口: 243,626人
世帯数: 116,255世帯
面積: 27.09km²



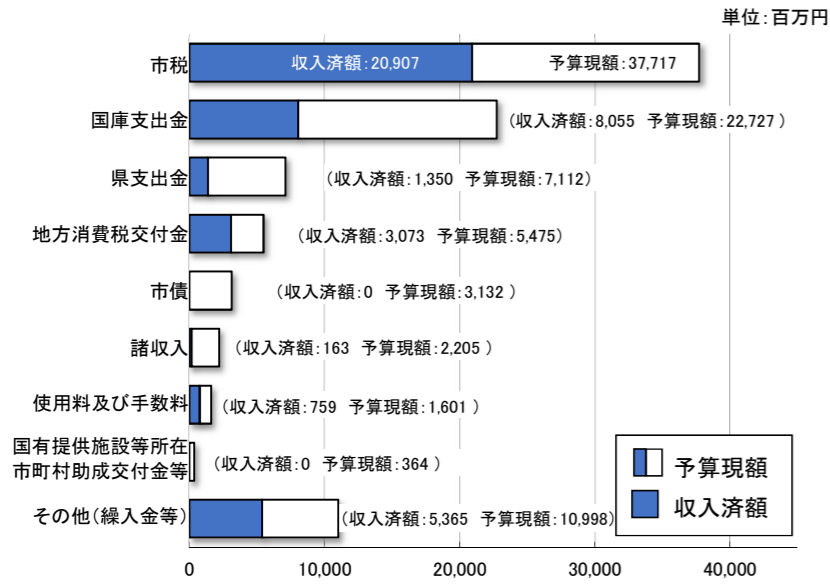
大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。
令和6年12月1日 大和市長 古谷田 力

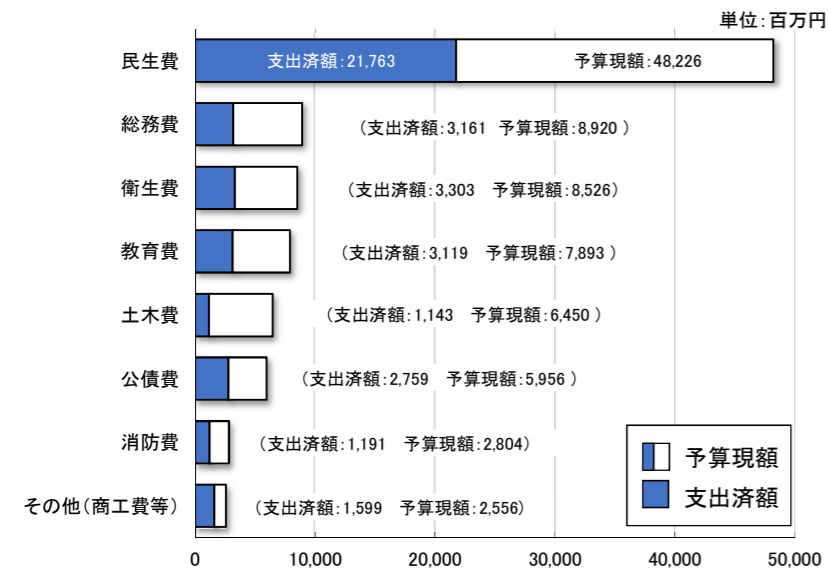
(令和6年12月1日作成)

令和6年度上期 財政状況 (令和6年9月30日時点)

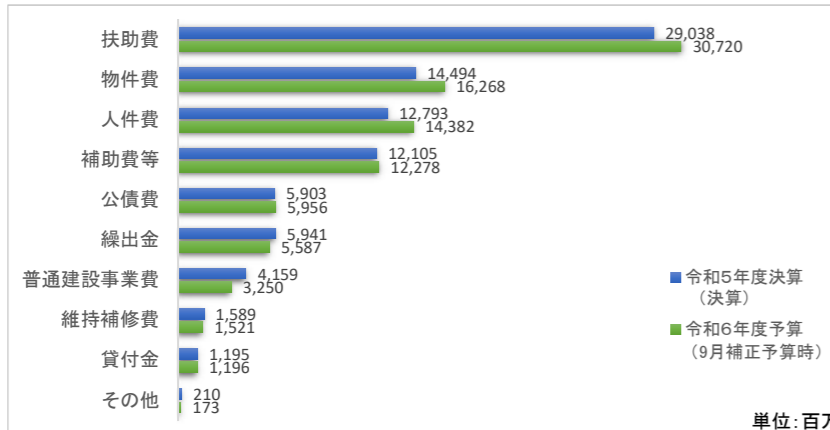
一般会計歳入予算 913億3千1百万円 (収入済額396億7千2百万円)



一般会計歳出予算 913億3千1百万円 (支出済額380億3千8百万円)



一般会計の性質別歳出



特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,460 百万円	21,460 百万円
介護保険事業	19,735 百万円	19,735 百万円
後期高齢者医療事業	3,971 百万円	3,971 百万円
病院事業 (企業会計)	13,193 百万円	13,571 百万円
下水道事業 (企業会計)	7,138 百万円	6,973 百万円
合計	68,432 百万円	70,071 百万円

市有財産現在高

市有財産	令和6年9月末	令和5年度末
土地	192,198 百万円	185,208 百万円
建物	32,362 百万円	34,095 百万円
基金	13,817 百万円	12,574 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	154 百万円	159 百万円
有価証券	53 百万円	52 百万円
合計	239,283 百万円	232,787 百万円

市債現在高(特別会計・企業会計含む)

借入先	令和6年9月末
政府資金	27,596 百万円
地方公共団体金融機構	27,284 百万円
その他	26,474 百万円
合計	81,354 百万円

一時借入金の現在高
全会計(令和6年9月末) 0 百万円

性質別歳出を家計にととると

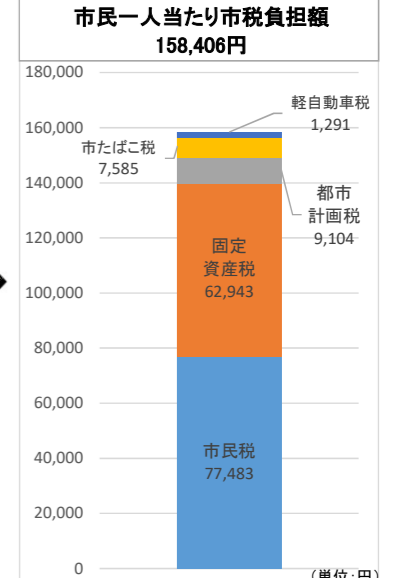
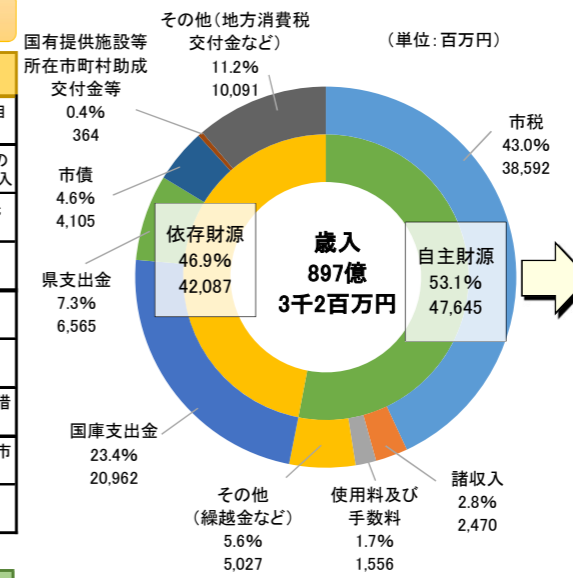
物件費・補助費等・・・光熱水費や保険料などの生活費
扶助費・・・医療費や保育料など
人件費・・・食費
公債費・・・ローンの返済
繰出金・・・子らへの仕送り
普通建設事業費・・・家の建替や増築など
貸付金・・・知人・友人への貸付

令和5年度 決算

一般会計の状況

歳入 897億3千2百万円	
自主財源	53.1%
依存財源	46.9%

歳出 874億2千7百万円	
民生費	52.6%
土木費	6.4%
総務費	8.5%
教育費	7.8%
衛生費	12.4%
公債費	8.5%
消防費	3.0%
その他	2.5%



特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,527 百万円	21,409 百万円
介護保険事業	18,630 百万円	18,445 百万円
後期高齢者医療事業	3,468 百万円	3,339 百万円
病院事業 (企業会計)	12,478 百万円	12,769 百万円
下水道事業 (企業会計)	7,186 百万円	6,493 百万円
合計	66,882 百万円	67,761 百万円

都市計画税の用途

用途	充当額 (千円)
道路	142,412
公園	70,323
下水、ごみ処理	1,151,161
土地区画整理	854,182
合計	2,218,078

大和市財政の健全化指標『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値 (☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン (財政状況のイエロカード)	財政再生の対象となる基準ライン (財政状況のレッドカード)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11:32%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16:32%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	4.3% (基準未達)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	39.8% (基準未達)	☆	350%	

●早期健全化基準: ①～④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
●財政再生基準: ①～③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

指標	説明	大和市の値 (☆印)	0%	経営健全化の対象となる基準ライン
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)

※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。